

新潟市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施運用基準（平成15年7月1日制定）

1 制度の趣旨

認知症等により徘徊が見られる高齢者等を在宅で介護する家族は、常時見守り等が必要であるため、その心理的・身体的負担は大きく、計り知れないものがある。

また、その高齢者等が徘徊した場合にあっては、時間の経過するほど検索範囲が広がり、家族等が検索する労力、事故に巻き込まれる可能性が増大する。

このため、認知症高齢者等が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムを活用して居場所を検索し、家族等に通知することにより、高齢者等の事故防止、介護する家族の心理的負担の軽減を図る。

2 認定基準

「認知症等により徘徊が見られる」とは、独力で隣近所だけでなくかなり遠方まで外出でき、たびたび道に迷うなどの徘徊行為が見られる者をいい、判定基準としては、障害高齢者の日常生活自立度判定基準でJ 1 ランク以下、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準でⅡ a 以上の者とする。

3 審査及び認定

申請を受理したときは、対象となる高齢者等の状態について、内容を審査し、必要な調査を行い、市長が認定する。

また、対象となる高齢者等が要介護認定を受けている場合にあっては、要介護認定申請時に実施した訪問調査の結果をもって調査に代えることができるものとする。

4 費用負担判定基準

費用負担の有無を判定するにあたっては、対象となる高齢者等の属する世帯全員の当該年度市民税課税状況を確認し、課税者がいる場合には検索端末の賃借料相当の費用負担をするものとする。

毎年7月から翌年6月までを費用負担の算定対象期間とし、当該年度の市民税課税状況により判定するものとする。

また、継続利用の場合にあっては、毎年市民税課税状況が決定後速やかに調査を実施し、その結果に基づき当該年度の費用負担を判定するものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。